

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から10年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から10年1月まで  
私の夫が平成9年9月に定年退職した後、私の年金に4か月間の未納があると言われ、その期間の国民年金保険料を夫が納付したのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。なお、国民年金の諸手続及び保険料納付はすべて夫が行っている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、国民年金の種別変更に係る切替手続についても複数回適切に行っており、申立人の国民年金を管理していたとする申立人の夫の納付意識の高さ及び国民年金制度への理解の深さがうかがえる。

また、申立人の夫は、「妻（申立人）が60歳を過ぎた時に社会保険事務所（当時）から、4か月分（申立期間）の国民年金保険料の納付書が届き、社会保険事務所（当時）に確認した後に納付した。」と主張しているところ、申立人のオンライン記録から、平成11年11月15日に申立期間が未納であったために、当該期間に係る過年度納付書が作成されていることが確認できることから、申立人の夫の主張に不自然さは無く、申立人の申立期間についても保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大分国民年金 事案 631

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 62 年 11 月、63 年 7 月、平成元年 7 月及び 4 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 12 月  
② 昭和 55 年 7 月から 58 年 3 月まで  
③ 昭和 62 年 11 月  
④ 昭和 63 年 7 月  
⑤ 平成元年 7 月  
⑥ 平成 4 年 8 月

私は、老後の生活のため国民年金の必要性を強く感じていたので、県外の会社を退職し実家へ帰った時に国民年金に加入した。国民年金保険料は市役所や銀行で納付していた。

すべて納付しているものと思っていたので、未加入期間や未納期間があることにどうしても納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③、④、⑤及び⑥については、申立期間はそれぞれ 1 か月と短期間であるとともに、国民年金の種別変更に係る切替手続についても複数回適切に行っており、申立人の国民年金制度への理解の深さがうかがえる。

また、市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録から、申立期間③、④、⑤及び⑥の国民年金保険料については、現年度納付書が発行されていたことが確認できる上、申立期間以降にある短期間の第 1 号被保険者期間についても保険料を納付済みであることを踏まえると、申立人は申立期間③、④、⑤及び⑥の国民年金保険料についても、その都度現年度納付したものと考えるのが自然である。

2 申立期間①については、申立人が昭和 48 年 12 月 26 日に厚生年金保険の

資格を喪失し、49年1月1日に国民年金に再加入していることが確認できることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付ができなかったものと考えられる。

また、申立期間②については、昭和55年7月1日に厚生年金保険の資格を喪失し、58年4月20日に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間②は申立人の夫が船員保険被保険者であったことによる国民年金の任意未加入期間であり、国民年金保険料の納付はできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①及び②については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立人の申立期間のうち、昭和62年11月、63年7月、平成元年7月及び4年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、A会に勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、同会における資格取得日に係る記録を昭和20年5月1日に、資格喪失日に係る記録を21年9月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については70円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年5月1日から21年9月1日まで  
② 昭和21年9月1日から25年3月31日まで  
③ 昭和25年4月1日から27年3月31日まで

私は、申立期間①は兵役期間を除き、A会に、申立期間②はB会に職員としてそれぞれ勤務し、申立期間③はC事務所に非常勤の職員として勤務した。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び元同僚の証言並びに申立人が後に勤務したC事務所（現在、D事務所）が保管する申立人の履歴書等から、申立人が申立期間①においてA会に勤務していたことが認められる。

一方、申立人に係るA会の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳は確認できない。

しかしながら、厚生年金保険手帳記号番号払出簿には申立人が記憶する複数の元同僚の手帳記号番号が昭和19年6月1日付けで払い出されていることが確認できるにもかかわらず、当該被保険者名簿においては当該日付での資格取得は確認できない。

また、A会の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、i) 上記複数の元同僚の被保険者資格取得日は手帳記号番号払出日と相違していること

が確認できること、ii) 複数の健康保険整理番号が欠番となっていることなどから、当該名簿は書換え後の名簿と推認されるどころ、書換え前の名簿は保管されていない上、複数の元同僚の記録が名簿で確認できるにもかかわらずオンライン記録において確認できないなど、申立期間当時のすべての被保険者の記録を記載しているとは考え難い状況が見受けられる。

さらに、E県が発行する軍歴証明書から、昭和20年7月27日に陸軍に召集されていることが確認できる（復員は昭和20年であることは確認できるものの、月日は不明）上、申立人の供述及び元同僚の証言によると、申立人は、同年5月末ごろから同年8月までの期間において、陸軍に召集されていた可能性がうかがえる。

加えて、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集または召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、申立人は、昭和20年5月1日から21年9月1日までの期間において、A会に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、元同僚の証言及び同年齢同一職種の元同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、70円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、申立人の勤務内容に係る具体的な証言及び元同僚の証言から、申立人が申立期間②当時、B会で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、B会は昭和23年9月1日にF組合となった後の27年6月1日付けで新規適用事業所となっており、申立期間②当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人とともに勤務したとする元同僚は、「申立期間中は、私もB会での厚生年金保険の加入記録が無い。」と証言しているところ、当該元同僚の厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

- 3 申立期間③については、申立人の勤務内容に係る具体的な証言及びD事務所が保管する人事記録から、申立人が申立期間③においてC事務所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、C事務所は、昭和

30年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、D事務所に照会した結果、「申立期間③当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことから、給与から厚生年金保険料を控除していない。また、申立人は臨時補助職員であったので、共済組合にも加入していないと思われる。」と回答している上、申立人は元同僚についての記憶が無く、証言を得ることができない。

4 このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和30年3月1日）及び資格取得日（同年6月1日）を取り消し、申立期間③に係る同社B支店における資格取得日に係る記録を34年11月25日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万2,000円に、申立期間③の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年8月27日から同年10月21日まで  
② 昭和30年3月1日から同年6月1日まで  
③ 昭和34年11月25日から同年12月3日まで

私は、昭和29年8月27日から62年1月31日までA社に継続して勤務したのに、厚生年金保険の空白期間があるのは納得できない。申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、申立人が所持する永年勤続表彰状、退職所得の源泉徴収票・特別徴収票及びC社（A社は昭和40年7月にC社に名称変更）が保管する人事記録及び同社人事担当者の証言並びに雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間②及び③において、継続してA社に勤務し（昭和30年3月1日に同社D事務所から同社E事務所に異動及び34年11月25日に同社F事務所から同社B支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 29 年 10 月及び 30 年 6 月のオンライン記録から、1 万 2,000 円及び申立期間③の標準報酬月額については、34 年 12 月のオンライン記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 30 年 3 月から同年 5 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、申立期間③について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、申立人が所持する永年勤続表彰状、退職所得の源泉徴収票・特別徴収票及びC社が保管する人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間①において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、人事記録に「臨時雇、試用 1 か月」と記載されているところ、人事担当者及び元同僚は、「臨時雇及び試用期間においては、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」、「入社して 3 か月程度は、試用期間があった。」と証言していることから、当時、A社においては、入社後一定期間厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 410

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年9月30日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、請求した覚えは無い。

脱退手当金は受給していないので、申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和21年11月2日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行ったものとは考え難い。

また、申立人の脱退手当金は、申立期間17か月を対象とする「短期脱退手当金」として支給決定されているところ、申立人が当該脱退手当金の支給要件に該当する場合は、「戦争終結による事業所の廃止、休止、または縮小により被保険者がその資格を喪失したとき」であると考えられるが、申立人は、昭和19年4月1日から事業所が戦争終結により解散する20年8月31日まで勤務した後、継続して勤務した別事業所を同年9月30日に資格喪失していることが、厚生年金保険被保険者台帳により確認できることから、申立人が上記脱退手当金の支給要件に該当していたものとは考え難く、申立期間の脱退手当金の支給記録には疑義が認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 大分厚生年金 事案 411

### 第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成元年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月1日から37年10月1日まで  
② 昭和43年6月1日から同年8月1日まで  
③ 昭和60年7月26日から同年8月17日まで  
④ 平成元年6月21日から同年7月1日まで

申立期間①はB社に、申立期間②、③及び④はA社にそれぞれ整備工として勤務していたのに、申立期間①、②、③及び④の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、雇用保険の加入記録及び申立人が所持する給与明細書から、申立人が、申立期間④においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険

事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、申立人は、B社において勤務していたと主張しているものの、元同僚である当時の事業主の長男に照会した結果、「事業所が昭和36年10月1日に倒産した時には申立人は既に退職していた。」と証言している上、複数の元同僚もほぼ同様の証言をしており、申立人の当該期間における勤務を確認することができない。

また、元同僚の一人は、「申立人は私とほぼ同時期に退職した。」と証言しているところ、当該元同僚は、昭和35年7月16日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は、オンライン記録と一致しており、不自然な点は無い。

- 3 申立期間②について、勤務内容に係る申立人の供述から、申立人が、申立期間②当時、A社において勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社は、昭和43年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、元同僚に照会した結果、「社会保険に加入していない期間は給与から保険料は控除されていない。」と証言している上、当該元同僚についても当該期間における厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

- 4 申立期間③について、申立人は、A社に勤務していたと主張しているものの、雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和60年7月25日に同社を退職していることが確認でき、オンライン記録及び同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録とほぼ一致していることが確認できる。

一方、A社の後に勤務していたとするC社の雇用保険記録によると、昭和60年8月7日に資格を取得していることから申立期間③のうち、同日以降はC社で勤務していたことが推認できる。

- 5 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 632

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 47 年に新聞、雑誌、ラジオ等で国民年金が宣伝されているのを知って、老後の生活を思い、国民年金に任意加入した。

国民年金保険料については、送られて来た納付書で金融機関から納付していた。納付が遅れたこともあったかも知れないが、未納にならないよう気を付けながら納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、送られて来た納付書で未納にならないよう金融機関で納付してきたと主張しているところ、申立人の特殊台帳には、申立期間の昭和 55 及び 56 年度に過年度納付書が発行されていたことが確認できる上、A 市の被保険者名簿には、「57.10.29 相談呼出状発送」との記載が確認できることから、申立期間当時、申立期間の国民年金保険料は未納であったと推認される。

さらに、A 市の国民年金被保険者名簿には、「57.12.15 相談・納付する」との記載があることから、未納にしていた国民年金保険料を納付する意思を示したことが確認できるところ、A 市及び社会保険事務所（当時）の国民年金担当者は、「市では基本的に現年度保険料の納付勧奨を行っており、過年度保険料に関しては社会保険事務所（当時）が納付書を発行するものと考えられる。」と証言していることを踏まえると、申立人が A 市と相談した

上で納付した期間は、57年度の現年度分の国民年金保険料であったものと考えられる。

加えて、申立期間のうち、昭和57年12月時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるとともに、過年度納付が可能な期間（55年10月から57年3月の計18か月）の国民年金保険料を過年度納付した場合の保険料額は7万6,620円となるが、申立人はまとめて納付したかどうか覚えていない旨を供述しており、申立人の記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であることから、申立期間の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び42年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和42年4月から45年3月まで

私の国民年金は、両親が国民年金制度の始まった昭和36年4月から加入してくれた。

申立期間①の国民年金保険料については、母親が家族4人分（両親、弟及び申立人）を集金人に納付していたことを覚えている。

申立期間②の国民年金保険料については、転居したA市で自宅に来ていた集金人に納付していた記憶がある。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「私の国民年金は、両親が昭和36年4月に加入手続をした上で、母親が家族4人分（両親、弟及び申立人）の国民年金保険料を集金人に納付していたことを覚えている。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年7月3日に申立人の弟と連番で払い出されていることが確認でき、申立人の弟も申立期間①の国民年金保険料は未納となっている上、申立人の両親は申立期間①は国民年金に未加入であることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立期間②について、申立人は、「転居したA市で自宅に来ていた集金人に納付していた記憶がある。国民年金の加入手続は夫がした。」と主張しているところ、A市において申立人に係る国民年金の再加入手続がなされた形跡は確認できない上、申立期間②当時、申立人に別の国民年金手帳記

号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の主張する納付方法での保険料納付はできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の両親及び申立人の夫はいずれも既に死亡しており、申立期間①及び②に係る国民年金への加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 634

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 61 年 6 月まで

私は、昭和 55 年か、56 年にA市で開業した。その際、各種料金を銀行口座振替に変更し、国民年金についてもA市かB市で口座振替の手続をした記憶がある。申立期間の国民年金保険料が納付となっていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金に係る加入手続及び保険料納付についての記憶は曖昧であり、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料をA市かB市で口座振替により納付した旨主張しているところ、i) 申立人に係る戸籍の附票から、申立人は、申立期間当時、B市に住民登録されており、A市で国民年金に加入することはできないこと、ii) 申立人が、申立期間当時、住民登録されていたB市においても、国民年金被保険者索引簿に申立人が国民年金に加入したことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はA市及びB市の両市において、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿からも、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見受けられず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から52年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月から52年1月まで  
私は、将来に不安を覚え、確か30歳の誕生日を迎えた昭和50年\*月に区役所に行き、国民年金の加入手続をしたと思う。  
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付についての記憶が曖昧であり、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の年金手帳から、申立人は昭和52年2月17日に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間は国民年金の任意未加入期間であり、さかのぼって国民年金保険料の納付はできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情、及び申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 20 日から 40 年 2 月 21 日まで

私がA社に勤務していた時は、厚生年金保険に加入していたことは知らなかった。退職時に脱退手当金の説明も受けていないし、何も受け取っていないにもかかわらず、脱退手当金を受給していることになっていることに納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金を受給したことを示す「脱」表示が記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、「脱退手当金支給決定日の昭和 40 年 12 月 21 日ごろには病院で准見習として勤務していた。」と主張しているところ、申立人が勤務していたとする病院の元院長の証言から、申立人が、当該病院に勤務していたことは認められるものの、当該病院は、厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認することができず、厚生年金保険には再加入していない。

さらに、申立人は、「国民年金の加入手続及び保険料の納付は両親がしてくれていたはず。」と主張しているところ、申立人は昭和 51 年 4 月まで国民年金保険料の納付を行っていないことを踏まえると、年金に対する意識が高かったとまでは言い難い。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 20 日から 42 年 11 月 25 日まで

私がA社に勤務していた時は、厚生年金保険に加入していたことは知らなかった。退職の意思を伝えた翌日には退職し、会社から脱退手当金の説明も受けていないし、何も受け取っていないにもかかわらず、脱退手当金を受給していることになっていることに納得できないので、調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金を受給したことを示す「脱」表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年2月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の翌日を資格取得日として国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できるものの、申立人は、「国民年金の加入手続及び保険料の納付は両親がしてくれており、通算年金制度は知らなかった。」と述べており、脱退手当金を受給しない明確な意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いと主張する以外に脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 412 (事案 176 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月1日から29年1月1日まで

私は、A社B支店C営業所に昭和26年9月1日から勤務していたのに、29年1月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が認められなかったことに納得できないので、再申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

A社D支店が保管する社員名簿、申立人の具体的な供述、雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の証言から、昭和29年1月1日から同年1月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる一方で、26年9月1日から28年12月31日までの期間については、入社してから正社員になるまで、事業主が厚生年金保険被保険者資格の取得手続きを行っていないにもかかわらず、厚生年金保険料を控除していたとは考え難いとして、既に当委員会において年金記録の訂正は必要ないとする判断に基づき、平成21年2月6日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、昭和26年9月1日から28年12月31日までの期間について、上記社員名簿及び雇用保険の加入記録から、A社B支店C営業所に勤務していることが確認できるにもかかわらず、申立てが認められないのは納得できないと主張し、再度申立てをしているが、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の元同僚に照会した結果、「厚生年金保険に加入したのは正社員になった日以降である。」とそれぞれ証言している上、正社員になった日が確認できる元同僚の被保険者資格取得日は、正社員になった日と一致していることが確認できる。

また、申立人と同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の元同僚は、申立人より先に雇用保険の資格を取得していることから、当時、

事業主は従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無く、そのほかにも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。